

東邦大学学術リポジトリ

Toho University Academic Repository

タイトル	「総合演習」の授業デザインの変遷と今後の課題について：第一報「総合演習Ⅲ～子どもの福祉と人権～」での取り組みを中心に
別タイトル	Historical transition of Integrated study III and future issues
作成者（著者）	新保, 幸洋
公開者	東邦大学教員養成課程
発行日	2020.12.28
ISSN	24358290
掲載情報	東邦大学教職教育研究. 3. p.23 36.
資料種別	紀要論文
内容記述	実践論文
著者版フラグ	publisher
メタデータのURL	https://mylibrary.toho u.ac.jp/webopac/TD17103204

「総合演習」の授業デザインの変遷と今後の課題について

第一報 「総合演習Ⅲ～子どもの福祉と人権～」での取り組みを中心に

Historical transition of Integrated study Ⅲ and future issues

新保 幸洋

Yukihiro SHINPO

1. はじめに

平成28年に行われた教員免許法の改正及び平成29年同法施行規則の改正によって、これまで以上に教職課程カリキュラムの標準化が目指されるようになった。今回の再課程認定によって、これまで大学毎に、バラバラだった教職課程の質を均一化する方向で、国は動いたと考えてよいだろう。それによって本当に、教職課程カリキュラムの質の担保が出来たのかという点については、今後も議論をしてゆく必要があると思われる。しかし、上記したような標準化への圧力は、ともすれば北は北海道から南は沖縄まで、金太郎飴のように、どこに行っても同じような教育内容を実現する方向に働くことになったのではないだろうか。いわゆる個性のない教育カリキュラムを大量に生み出すことにつながったのではないかという点を筆者は危惧している。もちろん、今回の改定において、大学が独自に定める科目というカテゴリーが初めて導入され、そこが今回の改定の目玉の一つになっていることは指摘しておくべきであろう。しかし、多くの私立大学においては、既に教職課程を保持してゆくこと自体が経営上のかなりの負担になっているという現状や、教職課程のカリキュラム自体が相当過密になり、履修

する学生にとっても負担感が増大していることなど、多くの課題を抱えている。そのため、開設する科目は、法に定める必要最小限に留めようという力学が運営者側にも働きやすいといえる。そのため、大学独自の科目を積極的に設置して、上記したカテゴリーを大幅に充実させようという動きはなかなか生まれにくい。しかし、筆者はこのカテゴリーにこそ、それぞれの私立大学教職課程の独自性が表現されたいと考え、むしろ積極的に充実化を図ることが開放性教員養成の主旨にかなうと考える。今回本稿では、本学理学部教職課程において、大学が独自に定める科目というカテゴリーに位置付けた科目の一つである「総合演習」に焦点を当てる。なぜなら、この科目に、我々が育てたい教員の理想像の一端が投影されているからである。ただ、この総合演習という科目については、教育職員免許法の改正とともに、その位置づけが変わってきたという歴史がある。それらについても触れるとともに、現在行われている総合演習の特徴や、実践する中で浮かびあがってきた課題などについて考察し、第一報としたい。次年度以降に発刊が予定されている「教職課程研究」には、第二報として、受講学生の感想表及び成果発表会後の感想の記述内容等を分析するこ

とによって、総合演習で、何がどのように学ばれたのかという、学習成果の質的な分析を中心に行いたいと考えている。

2. 「総合演習」の本学教職課程カリキュラムの中での位置づけ、ねらいの変遷

現在開講している「総合演習」は、教育職員免許法の改正に伴い、3度の変遷を経て今日に至っている。以下に、法改正の流れとともに、本学教職課程における位置づけやねらいについて記述する。

(1)平成10年の教育職員免許法改正における位置づけとねらい

本学教職課程において、この総合演習という科目を設置したのは、平成10年に教育職員免許法(以下、免許法と略す)が改正され、平成12年度入学生から適用されることになったことが最初である。具体的には教育職員免許法施行規則に定める「教職に関する科目」の第5欄に「総合演習」が必修科目(2単位)として位置づけられ、履修が義務付けられたことが契機となっている。「教職課程担当者のための手引き「教職本(平成20年度改訂版)第4分冊」(2008)によれば、科目設置のねらいは、「人間尊重・人権尊重の精神はもとより、地球環境、異文化理解など人類に共通するテーマや少子・高齢化と福祉、家庭の在り方など我が国の社会に関わるテーマについて、教員を志願する者の理解を含めその視野を広げるとともに、これら諸課題に係る内容に関し適切に指導することができるようになるため、「教職に関する科目」として新たに「総合演習」(仮称、2単位)を設ける必要がある」としている。また、「この「総合演習」においては、上記のような諸課題のうちいくつかについて選択的にテーマを設定した上で、ディスカッション等を中心に演習形式の授業を行うものとする。授業

方法については、履修学年等に応じ、例えば、可能な限り実地の見学・参加や調査等と取り入れるなどして教員を志願する者が現実の社会の状況を適切に理解できるよう必要な工夫を凝らすことや、幼児・児童・生徒への指導という観点から指導案や教材を試行的に作成したり模擬授業を実施することなども期待される。」としている。更に「今日求められる資質能力の形成を促進するという視点から、テーマ設定や演習内容が特定分野に集中しないように、できる限り、今日的な種々の課題を取り上げていくことが必要である。」としている。なお、上記の文献には記載されていないが、本科目において「総合的な学習の時間の指導法」を学ぶことはねらいからは外れるという点も強調されていたことを付記しておきたい。上記の主旨を踏まえ、本学における「総合演習」の設置は、当初「総合学習演習」という名称で主として1年次生を対象として開講し、選択必修科目2単位として「総合学習演習Ⅰ～Ⅲ」(選択必修、2単位)の3科目を開講していた。

(2)平成20年の改定に伴う位置づけとねらい

その後、教育職員免許法の法改正が行われ、平成22年4月1日以降の入学生からは新課程の適用となり、「教職実践演習」(必修2単位)の習得が必要になった。それに伴い、法令上「総合演習」は廃止となり、科目の存続は各大学の判断に委ねられることになった。この為、教職課程を有する多くの大学においては、「総合演習」という科目自体を廃止して負担の軽減を図り、「教職実践演習」のみの開講に向けて準備を進める流れが生まれた。

しかし、本学教職課程においては、「総合演習」本来の設置主旨等の重要性を鑑みて、そのまま存続をさせることにした。その理由を次に述べる。当時から現在に至る教員養成カリキュラムにも共通していえることだ

が、教育実習及び教育ボランティア活動関係科目を除けば、基本的には各科目毎の縦割りの学習が中心となっており、それまで学んだことを総合的、多面的に理解し、活用するという科目は非常に少ない。総合演習で取り上げるテーマは、どれも複合的かつ複雑で、解決が容易ではない課題ばかりである。しかし、それだけに、教員になるにあたり一度は深く考えておいて欲しいものばかりであった。その意味においては、当初文科省が「総合演習」を設置した主旨や意義は、決して間違っておらず、古びてもおらず、寧ろその重要性は増すばかりであると我々は認識したのである。教育職員免許法に定める科目は、教員免許状取得のためには、必須であるため必ず履修しなければならない。しかし、そこに定められた科目は、いわばミニマムエッセンシャルズであり、それさえ習得すればよいというものではないはずである。教員養成に関わる大学が置かれている状況は各大学によってかなり異なる。ならば各大学の地域特性や現状などをよく考え、かつ履修学生の実態を分析し、彼らにどのような能力を身につけさせる必要があるのかを検討することが、教員養成を行っている各大学には求められているのである。そして、もし国の定める教員養成カリキュラム以外に必要な科目があるのだとした場合には、大学独自の判断によって学生のニーズに合った科目を新たに設置し、実施するということが、本来開放性の教員養成として正しい在り方だと筆者は考える。このことは、平成28年の再課程認定時において「大学が定める独自の科目」というカテゴリーとなって実現してくることになった。手前味噌ではあるが、我々の考えはむしろ時代の変化を先取りしていたと言ってもよいだろう。

この平成22年の改定において、本学では「教科または教職に関する専門科目」のカテゴリーに、「総合演習」を位置づけ、選択必修科目の1つとして1単位を与える形で実施

した。このときに本学における名称を「総合学習演習」から「総合演習Ⅰ～Ⅵ」に変更している。後に、「総合演習Ⅶ」と「総合演習Ⅷ」を追加し、科目のバリエーションの拡大を図った。また本学のカリキュラム上、最初の頃は教養教育科目である「日本語文章表現Ⅰ」と「総合演習」を含めた科目群の中から1科目選択するとしていたものを、後に「日本語文章表現Ⅰ」をそのグループ群から外し、「総合演習Ⅰ～Ⅷ」の中からどれか1科目を選択必修とすることへ変更した。

(3) 3回目の改正と本学教職課程における位置づけ、ねらい

平成28年11月の教免法及び同法施行規則（平成29年11月）の改正によって、教職課程の科目の大幅な改変が行われた。これまで「教科又は教職に関する科目」としていたカテゴリーを「大学が独自に定める科目」に変更することになったのである。それに伴い本学においても、これまでの経緯を踏まえ「教科又は教職に関する科目」に位置づけていた「総合演習Ⅰ～Ⅷ」をそのまま「大学が定める独自科目」に位置づけて1単位科目として設定し直すことにした。そして、低年次生（履修配当学年は1年次生）で履修することを前提とした科目の位置づけやねらいは変えずに、今日に至っている。

尚、総合演習Ⅲの2013年度、2014年度、2019年度のシラバスを添付するので参照して欲しい。

3. 現在開講している「総合演習Ⅰ～Ⅶ」の備える基本的特徴

(1) テーマの設定に配慮する

- ①現代の学校教育に関係した今日的かつ重要な課題を含んだものであること。
- ②科目責任者である教員の専門領域に深く関係し、またそのテーマに関連した一定数の研究・教育業績を有していることが担当者の前提条件となっている。

- ③これまで受けてきた学校教育では余り経験してきていないもので、かつ教員になったときに役立つものであること。

(2) 科目の基本的デザイン

- ①フィールドワークを取り入れた体験学習を中心に据える

具体的にはコルブの経験学習のサイクルの概念を取り入れ、具体的経験→内省的省察→抽象的概念化→積極的实践というサイクルを繰り返し、受講学生の経験の深化をねらうことにした。そのため、必要最小限の講義は行うが、むしろ現場での体験を重視することにした。

- ②フィールドワーク先の選定

フィールドワーク先の選定は、科目担当者が授業のテーマに沿ったものとなるように自己開拓によって行った。必要な交渉の全ては、科目担当者が担った。最低でも3か所以上の場所でフィールドワークをで実施することを目標にした。

- ③リフレクションのプロセスを重視する

授業における節目々(日々の授業、各フィールドワーク終了、全授業終了)ごとにリフレクションを行うとともに、その結果を感想表に記入し、体験の言語化と意味付けの促進を受講学生相互及び科目担当者の支援によって行った。最終段階では、体験の総括として、成果発表会の場を設け、必ず一人一回はクラスメンバー全員の間で体験に関する発表の場を設けるようにした。

- ④クラス及びグループの規模を最小限に抑える

クラスでの最大受け入れ人数は概ね25名程度を基本にした。更にクラスを分割し、5名から6名程度のミニグループでのディスカッションを数多く取り入れた授業を実施した。

- ⑤受講学生の能動性の発揮を前提条件と

する

総合演習の成功の鍵を握るのは、受講学生が自ら能動性を発揮して、学習に取り組めるか否かという点にある。本科目の場合、講義形式の授業と違って、授業担当講師が学習をコントロールすることには限界がある。科目担当者は、学習が生起するような場を設けることは可能だが、そこで意味ある学習をするかどうかは受講学生が決めることになるからである。その意味で、総合演習は受講学生の能動性に依存した構造になっているとよい。それはつまり受講学生個々の学びにかなりの個人差が反映されることを意味する。本科目を受講する学生には、1)フィールドワークを体験する前にしっかりと事前学習に取り組み、内容の理解や本番での質問事項を考えておくこと、2)フィールドワーク体験先の担当職員に対して、積極的にインタビューを試みたり、質問を投げかけるなどの能動的行動をとることが強く期待されている。

(3) 総合演習Ⅲのテーマ、授業の目的、期待される学習効果、授業の具体的目標

本稿において、総合演習Ⅰ～Ⅷまでの全ての科目のねらいを記述することは、紙幅の関係上許されない。そのため、本稿では筆者が科目責任者として運営をしている「総合演習Ⅲ」に限定して、以下の記述を行う。

1) 総合演習Ⅲのテーマ

「子どもの福祉と人権～地域の教育資源の教材化～」

2) 授業の目的

子どもの福祉と人権の擁護や向上に寄与している様々な教育機関の存在を知るとともに、それらの機関の果たしている役割や機能を理解し、学校教育との効果的な連携を図ること

ができるようになることを目的とする。

3) 期待される学習効果

本授業を履修することにより、どのような機関が学校教育と連携して子どもの福祉と人権の擁護や向上に寄与しているかを具体的に理解できるようになる。その事により、受講学生達が教職に就職した後、関係各機関との連携がスムーズに出来るようになり、子ども達にとっての最善の支援策を考えることが出来るようになることが期待される。

4) 授業の具体的目標

1. 授業で設定した子どもたちに対する様々な支援機関の特徴を知る。
2. 各機関がどのような社会的背景を持ち、現状がどうなっており、どのような課題を抱えているのかを理解する。
3. 見学が可能な施設については、実際の体験を通して、事前講義の際に抱いていた疑問や質問を担当者にぶつけ、明確化を行う。
4. 体験した内容を言語化し、他の受講生と分かち合い、学びの成果を発表することが出来る。
5. 受講生は各自が教員になった時に、どのように支援機関と連携をとればよいかを考えることが出来る。

4. 科目責任者の立場から見た「総合演習Ⅲ」実施上のポイント

(1) 魅力的なテーマの設定

総合演習Ⅰ～Ⅷそれぞれの科目の多くには、サブタイトルがつけられている。それを見れば、おおよそ何を重視した授業になるかの予想はつく。受講学生はそれを受講判断の一つの目安とするため大きな意味を持つ。しかし、より重要なことは、個々の科目内で設定される各ユニットのテーマである。ここでいうユニットとは、科目内で実施予定のフィールドワークに関する一連の学習単位を指す。具体的には事前学習→本番でのフィー

ルドワーク→事後のふりかえりと質疑応答等を含んだ概ね3時間から4時間程度の学習まとまりのことである。このユニット毎に取り上げるテーマが、受講学生にとって魅力的に映るかどうか問題だと考える。そのためには設定されたテーマが、1) これまで余り学習したことがないという新規性を有している、2) 歴史、政治、経済、社会などと深く関係した多面的かつ深いレベルでの学習可能性を含んだものである、3) これから学ぶ教職課程での他の学習内容との関連性や応用可能性を持っている、4) 授業終了後も、興味・関心を持ち続け、自己学習を続けられるような性質を持っているなどの諸々の条件を満たすことが理想である。これら全ての条件を満たすようなテーマを設定することは非常に困難ではある。しかし要は魅力あるサブテーマのラインアップを数多く用意出来るか否かがポイントになるということに尽きる。

(2) テーマに即したフィールドワーク先の確保／講師の選定／事前打ち合わせ

フィールドワーク体験先（以下、体験先と略す）の確保に際しては、幾つかの点に留意して決定する必要がある。例えば、1) 授業のテーマに合致していること、2) 体験先に到着するまでの所要時間が出来るだけ短いこと、3) 金銭的な負担（交通費）が出来るだけ少ないこと、4) 極度に大きな精神的・体力的な負荷がかからないこと、5) 比較的身近にあったり、なじみのある場所であることなどの条件を満たしていることが望ましい。しかし、そのような条件を全て満たすような体験先は、それほど多くない。そのため、フィールドワーク先及び講師の選定に際しては、かなり苦慮するケースが多い。仮に体験先が決まったとしても、その体験先機関及び当日の講師を務めて下さる方との事前打ち合わせも非常に重要となる。これらの事が、全て科目責任者の両肩にのしかかってくるため、かなりの負担になることは間違いな

い。それ故、体験先で何を最優先課題としてフィールドワークを実施するかという選定基準が重要になる。そして最終的に選定した体験先が受講学生に多くの負荷を強いる場所になった場合には、その主旨、意図や留意点についてしっかりと説明を行い、十分な了承を得て実施する必要がある。

(3) フィールドワークに要する時間(拘束される時間)の長さ

体験先が大学から遠方である場合、現地での学習時間に加え、現地への到着及び帰宅に要する往復の時間も考慮する必要があるが出てくる。受講学生達の拘束時間が長くなる可能性があるからだ。たとえば、「総合演習Ⅲ」の場合には、国立ハンセン病資料館(東京都東村山市)をフィールドワーク先の一つとしている。しかしここは東邦大学近辺に居住している学生にとっては、かなり遠方になる。そのような場合には、日曜日にフィールドワークを設定するなどして他の授業に影響が出ないように配慮を行っている。また、船橋市適応指導教室「ひまわり」は東船橋にあり、大学から比較的短時間で行くことが出来るのだが、それでも往復の交通に要する時間及び現地での学習時間を含めると3時間弱程度は見ておく必要がある。そのため5限の授業を履修している学生は、授業に出ようとすると間に合わないという事が起きる可能性が大である。従って総合演習Ⅲの履修者には、日曜日や祝日にフィールドワークを行う可能性があることや5限の授業の履修が難しくなる場合があることを、事前に説明し、それを考慮に入れて履修の有無を判断するように指示している。

(4) 事前学習の重要性

フィールドワークでの体験が実り多いものになるかどうかは、事前学習の中身に依存する。通り一遍の浅い学習をして、分かったつもりになって、本番での学習に臨んでしまうと、かえって負の学習転移が起きて、学習阻

害の要因になる場合もある。しかし、新しいことを学ぶ場合には、何某かの知的な枠組みがないと、教授された内容をうまく把握し、理解し、消化することが出来なくなってしまうことも事実である。フィールドワークに臨む前に、ある程度の基礎的・基本的な学習はしておき、自分自身の中で分かったことと分からないことを区別し、分からないことの中で、興味・関心を持ち、当日是非担当者聞いてみたいと思った事柄は何かという絞り込みをして本番に臨むことが受講学生に強く求められる。筆者はそのような事前学習を本番前までにどれだけ積めるかという事が、体験を深化させ定着させる上で非常に重要なのだということ、授業実践を通して痛感するようになった。それ故、最近ではフィールドワークに向かう前の段階で、事前にビデオを見せたり、啓発用のパンフを配布したり、関連文献の読解を指示したりするなどして、「学習の構え」の形成により多くの力を注ぐようになってきた。

(5) 中間まとめと質疑応答の重要性(ふりかえりと意味付け、理解度の促進)

本科目を実践する中で、授業の節目ごとのふりかえりと質疑応答が、受講学生の獲得した知識と体験の定着に非常に大きな影響を及ぼすことが分かってきた。ここでいう授業の節目とは、1つあるいは複数のフィールドワークが終わった中間段階(授業回数的には3, 4回分程度のまとめ)を指す。このような時期に、学生同士でこれまでの体験で学んだことや感じたことなどを自由に出し合って共有したり、疑問点を抽出して、担当講師にぶつけ、質疑応答を行うことが、いわゆる「腑に落ちる(肚落ち)」体験として重要な意味を持つ。従って、現行の授業においても成果発表会を除いた授業の中で、3回から4回程度、上記したフリーディスカッションの場を設け、体験の深化と定着につなげようとしている。

(6) 書かせること、話し合わせること、発表させること、質問させることの重要性

(5) に述べた部分とやや重複するが、受講生の能動性を引き出し、体験したことを身体化させていくためにも、書くこと、話し合いを持つこと、発表することという3つのポイントを重視するようになってきた。受講学生はこの総合演習において、これまで中学校や高等学校で学んできたテーマや内容などはかなり異質なものに取り組むことになる。そのため、特に動機づけを行わない場合は、どうしても受け身的で講師に依存的な学習姿勢に陥りがちである。そこから脱却し、自らが研究主体となって、テーマに取りくんでゆけるようになるのが、本科目のねらいである。その為の手段として、1) 毎回の授業終了後に感想表を記入し、提出する、2) 上記したようなフリーディスカッションの場を定期的に設けて、体験のシェアや相互に質問しあい、他者に対して自己の体験の説明をする経験をさせること、3) 学習の最終段階で、これまで学んできたことを振り返り、その学習成果について、クラスメンバーの前で発表をすることを組み入れるようにしている。これらの学習体験の積み重ねによって、徐々に学習者が能動的になってゆくことを筆者は経験してきた。

5. 授業実践を通して浮かび上がってきた課題

(1) アフターフォローの機会がない。

総合演習Ⅲでは、最終回の成果発表時に全員の受講生に対して、今後この総合演習Ⅲで得た疑問や問題意識を、日常生活の中でどのように具体化し、実行してゆくのかという学習行動計画を開陳してもらっている。しかし、それらが本当に実行されたのかどうかを確かめる術はない。本来は受講生本人が宣言した内容を、第三者が検証できるような仕組みを作れば、学習の定着度がかなり変わってくるはずである。ただ残念なことではある

が、現時点において、現状を改善できるような具体的なアイデアは思いつかない。授業終了後のアフターフォローを組み込んだ授業デザインをどのように考えるか。これからの大きな課題である。

(2) 他の教職課程の科目との接合性(カリキュラムとしての一貫性)の確保

(1) に述べたこととも多少関係してくるのだが、総合演習で学んだ経験を、教職課程で開講している他の科目での学習に応用してゆく機会が非常に少ないというのが、問題点として挙げられる。教職課程カリキュラムとしての相互の関連性という点に難があるということである。現行の教職課程のカリキュラムは、基本的に縦割りの構造になっている。一見すると余り関連性のないように見える科目を必要単位数分ひたすら履修して単位を取得してゆくと教員免許状が取得できるわけである。そこでは、科目間での横のつながりや、これまで学んできたことを総括したり、応用する機会は、教育実習を除いてほとんどない。それを多少なりとも補おうとして位置づけたのが総合演習なのであるが、当初考えていたほどには、うまく機能していない印象を持っている。総合演習で得た経験を、他の教職課程の科目に自然に援用出来るように、カリキュラム自体をデザインしなおす必要を感じている。そのためには、総合演習という科目のデザイン変更のみにとどまらず、本学教職課程のカリキュラムにおける科目間の有機的な関連性をいかに担保してゆくかという観点からの検討が必要になってくる。

(3) 配当学年が主として1年次生になっている点

総合演習Ⅰ～Ⅷの科目配当学年は1年次になっている。それは、1年次生が総合演習で取り上げ追及する具体的なテーマや内容を学習することによって、学校教育や教師という仕事、教職課程での学習などに、興味を持ってもらいやすくなるのではないかと思ってい

るからである。簡単に言えば、この授業を通して教育（あるいは教職課程）全般へのモチベーションのアップを図りたいというのが、ねらいである。しかし、実際に授業実践を重ねてみると、取り上げる内容や方法にもよるのかもしれないのだが、受講学生が取りくむ内容のレベルが高く、しっかりとした理解をするためには、かなりの知識と経験が必要だということが浮き彫りになってきた。つまり、1年生で取り組むよりも、3年生、4年生ぐらいの高学年で取り組んだ方が、本当は実りの大きいものになる可能性があるということに、我々教員が気づいたということである。その観点から考えると、配当学年を1年生にしておいて本当に良いのかという点が議論のポイントになる。これについては、この総合演習という科目で何をねらって授業を行うのかという点が重要になってこよう。モチベーションのアップなのか、与えられたテーマをより深く多面的に考えるような力の育成なのかという点を議論する必要があるように思われる。ただ、1年生で取り組んだフィールドワークを高学年になって、再度繰り返し経験してみる（ただし、切り口は少し変えみることが前提である）ことも実際に試みており、そこでは一定の学習成果が出ているようにも思われる。従って二項対立的に考えず、ねらいを明確にすること、重要な内容を何度も繰り返し学ぶスパイラル構造を高学年になった段階で意図的に組み込むことなどして、この課題の克服に取り組むたいと考えている。

(4) 個人差への対応

どれほど授業を工夫して実施しても、それを受講する学生のレディネスによって、学習成果はかなり違ったものになる。しかし、総合演習Ⅲのように、授業の中核にフィールドワークのような体験学習を組み入れて行うタイプの授業では、通常よく行われている講義形式の授業よりも更に、学習者間での個人差

（端的に言えば学力差）が顕著に表れる。これまで本稿で述べてきたように、フィールドワークが本当に意味あるものになるかどうかは、事前学習の深さや本番での取り組み方、体験後のふりかえりと意味づけにかかっている。それらが十分に為されれば、かなり深い学習体験をすることが出来るであろうし、それらが出来なければ、ただフィールドに出かけて疲労して帰ってきたという体験になる可能性が高い。学習者間の個人差を完全に埋めることは出来ないが、体験学習のプロセスそのものがうまく進むように配慮することが、結果的には、極端な個人差を生まず、受講学生全員がある一定以上の学びの体験をすることにつながると考えられる。その意味からも、特に事前学習と事後の振り返り学習の充実を今後の重点課題として取り組む必要性を感じている。

(5) 曜日、時限の設定

総合演習Ⅲは、月曜日4限（14：40～16：10）に設定されている。主たる受講対象学年である1年次生である。しかし物理学科と情報科学科の学生たちは、上記した時間帯には、所属する専門学科での必修授業への参加が義務づけられていることもあり、登録・履修自体が出来ない状態になっている。もちろん、より多くの学科の学生たちの履修チャンスを増やすために、他の曜日や時限に開講するという選択肢も理論上はあり得るのだが、フィールドワーク先の確保/講師の都合/移動に係る時間等の授業を成り立たせる要因について総合して考えると、開講曜日・時限の変更は決して容易ではない。このような悩みは、他の教職課程科目を土曜日以外に開講する際にも共通している。本来1年次生の時間割では、月曜日の午後は教養科目の開講のために確保されており、専門学科の授業はそこに組み込まないという暗黙の了解が理学部内にあっただけなのである。しかし、いつの間にかその約束が反故にされ、今日のような有

様になっているというのが実情である。実はその点が一番大きな問題なのである。この問題に関して抜本的な解決を行うための処方箋を書くことは現段階では難しい。理学部内での大幅なカリキュラム改変を行うタイミングが来れば、その時に取り組むことが可能になるかもしれないというレベルに留まる。

6. 終わりに

本稿の前半においては、本学教職課程で開講している「総合演習Ⅰ～Ⅷ」(但し、Ⅷは2020年までの段階では閉講中)の歴史的な変遷を記述し、その法的な位置づけ、ねらい、特徴等について述べてきた。また、本稿の後半では、筆者が担当している「総合演習Ⅲ 子どもの福祉と人権」という科目での実践を踏まえ、受講学生にとってどのような点に留意することが学習を意味あるものに出来るのかという観点から考察を行った。その結果、1) どのようなフィールドワーク先を確保するのか、2) フィールドワークに要する時間の長さ、3) 事前学習の重要性、4) 中間まとめと質疑応答の重要性、5) 書かせること、話し合わせること、発表させることの5点に留意することが、受講学生の能動性を

高める上で有効であることが明らかになった。また、1) アフターフォローの機会がない、2) 他の教職課程科目との接続性の確保、3) 配当学年が1年生になっている、4) 個人差への対応、5) 曜日・時限の設定などが今後の検討課題として浮き彫りになった。

今回明らかになった課題について、改善可能なものについては順次取り組んでいく所存である。また、「はじめに」の箇所で述べたように、第二報においては、本科目を受講した学生の授業感想表の記述内容の質的な分析を通して、学習成果に関する報告を行う予定である。

7. 引用・参考文献

全国私立大学教職課程研究連絡協議会教員免許事務検討委員会 2008 教職課程担当者のための手引き「教職本(平成20年度改訂版)第4分冊 教職課程認定大学実地視察報告書から見た科目解説上の注意点」全国私立大学教職課程研究連絡協議会事務局 p14

科目 総合演習Ⅲ (Integrated study Ⅲ)

担当教員 新保 幸洋、岡本 かおり、土屋 忠之

【1】 授業の目的と学習成果

総合演習Ⅲテーマ「フィールドワーク A 地域の教育資源の教材化～子どもの福祉と人権～」

2013年度以降入学生

<選択必修科目> (総合演習Ⅰ～Ⅴ、日本文章表現法の中から1科目選択)

科目及び事項：教科又は教職に関する科目

2010年度～2012年度入学生

<選択必修科目> (総合演習Ⅰ～Ⅴ、日本文章表現法、教職インターンシップの中から1科目選択)

科目及び事項：教科又は教職に関する科目

【2】 到達目標

1. 授業で設定した様々な支援機関の特徴を知る。
2. 各機関がどのような社会的背景を持ち、現状がどうなっており、どのような課題を抱えているのかを理解する。
3. 見学が可能な施設については、実際の体験を通して、事前講義の際に抱いていた疑問や質問を担当者にぶつけ、明確化を行う。
4. 体験した内容を言語化し、他の受講生と分かち合い、学びの成果を発表することが出来る。
5. 受講生は各自が教員になった時に、どのように支援機関と連携をとればよいかを考えることが出来る。

【3】 授業概要

まず始めに教員の側から複数箇所で開催するフィールドワークの実施スケジュールを提示する。それを確認した上で、履修者は最低3ヶ所以上でのフィールドワーク先を決定する。次に各教員がフィールドワーク調査地に関する講義を行う。その講義を踏まえ、自分で調査したいフィールドワーク先については担当者へ質問したり、各自が調べたい課題を準備する。その後、各教員の引率により現地調査地を訪問する。訪問日は月曜日、水曜日午後・土曜日午後、日曜日、休日などを中心に設定する。受講生は3ヶ所以上で実施したフィールドワーク先の中から一つの箇所を選び、そこでの体験をまとめてレポートを作成し、提出する。またそのフィールドワーク先で学んだ学習成果を学内で行われる成果発表会にて各自5分～7分程度のプレゼンテーションをしよう。

【4】 授業計画

No	内 容
1	(ガイダンス：学内) 授業のねらい、進め方、フィールドワークとは何か、留意点、今後の予定の説明 (新保)
2	(講義：学内) 犯罪被害者支援センターについて (岡本) 4/20 (土) に臨時で5限に開講
3	(講義：学内) フィールドワークの留意点、レポートの書き方の説明 (新保)
4	(講義：学内) 東京都立大泉特別支援学校について (土屋) 4/27 (土) に臨時で5限に開講 (肢体不自由、病弱、
5	(講義：学内) 船橋市内の適応指導教室における活動について (担当予定者；未定) 5/13 (月) ?
6	(学外フィールドワーク：含 講義) 千葉家庭裁判所の見学と施設内での説明 (伊勢谷)
7	(講義：学内) 千葉県総合教育センター 特別支援教育部「特別支援教育について及び特別支援教育部の事業について」
8	(学外フィールドワーク) 犯罪被害者支援センター訪問 (引率及び現地担当者：岡本) 日時未定 →
9	(学外フィールドワーク) 東京都立大泉特別支援学校 (引率及び現地担当者：土屋、新保)
10	(学外フィールドワーク) 船橋市内の適応指導教室 (引率及び現地担当者：未定、新保)
11	(演習：学内) フィールドワーク体験のふりかえりと共有化、意味づけ (新保) グループワーク
12	(演習：学内) フィールドワーク体験のふりかえりと共有化、意味づけ (新保) 体験のまとめへの準備
13	(演習：学内) フィールドワーク体験のふりかえりと共有化、意味づけ (新保) 体験のまとめへの準備
14	(講義：学内) 発表テーマ決定、発表方法、課題レポートの形式・内容等についての最終注意 (新保) 7/8 (月) を予定
15	(発表：学内) フィールドワーク体験発表とコメントーターによる講評、レポート提出 (新保)

【5】 教科書・参考書・参考資料

参考書：『自分で調べる技術—市民のための調査入門』 宮内泰介、岩波書店

【6】 評価方法

フィールドワークでの参加態度、課題達成度40%、発表の仕方と発表内容理解度 (含む調査姿勢) 20%、レポート40%で総合的に評価する。学内講義への出席状況及び現地でのフィールドワークへの参加状況は極めて重視する。現地でのフィールドワークを欠

【7】 オフィスアワー

土曜日3限ないし授業終了後から1時間程度

【8】 関連科目

予め学んでおくよ科目：特になし

この科目に続く内容の科目：生徒指導論、学校カウンセリング、学級づくりの基礎と方法

【9】 その他

- ①履修人数制限有。受講可能人数については他の総合演習科目の受講状況を見て決めるが、上限25名程度まで。
- ②履修者は第1回目のガイダンスを受けること。受講するならば学内講義は必ず毎回出席し、全ての説明を聞くこと。

科目 総合演習Ⅲ (Integrated study Ⅲ)

担当教員 新保 幸洋、土屋 忠之

【1】授業の目的と学習成果【教育目標・期待される学習成果】

総合演習Ⅲテーマ「フィールドワーク A 地域の教育資源の教材化～子どもの福祉と人権～」

2013年度以降入学生

<選択必修科目> (総合演習Ⅰ～Ⅴ、日本文章表現法の中から1科目選択)

科目及び事項：教科又は教職に関する科目

2010年度～2012年度入学生

<選択必修科目> (総合演習Ⅰ～Ⅴ、日本文章表現法、教職インターンシップの中から1科目選択)

科目及び事項：教科又は教職に関する科目

期待される学習成果：本科目では、自分で課題を見つけ調査を実施し結果をまとめるという課題解決能力を養うため、フィールドワーク（現地調査）を行う。また、フィールドワークという社会調査の方法を身につけることにより、中学校や高等学校の教員として必要とされる「総合的な学習の時間」の指導力を養うことも目指す。

【教育目標】

- ・基礎学力：自然科学の専門分野における基礎学力やスキルの習得
- ・科学的素養：科学的思考力や情報検索力、判断力などの涵養
- ・問題発見・解決力：卒業研究等のプロジェクト型少人数演習授業の充実と早期化
- ・社会力：一般教養、人間性、倫理観、コミュニケーション能力などの涵養

【期待される学習成果】

- ・専門分野の知識と技術を習得し、それらを問題解決に応用することができる。
- ・科学における課題解決の過程と結果を、論理的に文章として記述することができ、それらを他人に分かりやすく説明し、議論することができる。

【2】到達目標

1. 授業で設定した様々な支援機関の特徴を知る。
2. 各機関がどのような社会的背景を持ち、現状がどうなっており、どのような課題を抱えているのかを理解する。
3. 見学が可能な施設については、実際の体験を通して、事前講義の際に抱いていた疑問や質問を担当者にぶつけ、明確化を行う。
4. 体験した内容を言語化し、他の受講生と分かち合い、学びの成果を発表することが出来る。
5. 受講生は各自が教員になった時に、どのように支援機関と連携をとればよいかを考えることが出来る。

【3】授業概要

まず始めに教員の側から複数箇所で行われるフィールドワークの実施スケジュールを提示する。それを確認した上で、履修者は最低3ヶ所以上でのフィールドワーク先を決定する。次に各教員がフィールドワーク調査地に関する講義を行う。その講義を踏まえ、自分で調査したいフィールドワーク先については担当者へ質問したり、各自が調べたい課題を準備する。その後、各教員の引率により現地調査地を訪問する。訪問日は月曜日の午後及び水曜日の午後などを中心に設定する。受講生は3カ所以上で実施したフィールドワーク先の中から一つの箇所を選び、そこでの体験をまとめてレポートを作成し、提出する。またそのフィールドワーク先で学んだ学習成果を学内で行われる成果発表会にて各自10分程度のプレゼンテーションをしてもらう。

【4】授業計画

No.	内 容
1	(ガイダンス：学内) 4/14(月) 授業のねらい、進め方、フィールドワークとは何か、留意点、今後の予定の説明 (担当：新保)
2	(講義：学内) 4/21(月) フィールドワークの注意点、レポートの書き方の説明、児童相談所について (担当：新保)
3	(講義：学内) 4/28(月) 船橋市総合教育センター適応指導教室「ひまわり」における活動について (担当予定者；副主幹 高橋秀輝先生)
4	(FW：学外：含む講義) 5/12(月) 船橋市総合教育センター適応指導教室「ひまわり」の活動の見学等 (担当者：副主幹 高橋秀輝先生、引率者：新保) PM15：30より現地で実施(1時間程度)：公共交通機関を利用のこと
5	(FW：学外：含む講義) 5/19(月) 千葉家庭裁判所の見学と施設内での説明 PM14：30より現地で実施(2時間程度)：公共交通機関を利用のこと
6	(講義：学内) 5/24(土) 院内学級及び病弱関連の特別支援学校について(東京都立大泉特別支援学校：土屋忠之先生担当) 臨時で5限(16：20～17：50)に開講/今年度は東京都立大泉特別支援学校の見学はなし。
7	(講義：学内又は学外で講義+見学) 5/26(月) 千葉県総合教育センター 特別支援教育部「特別支援教育について及び特別支援教育部の事業について」(担当予定者：預先生) 受講者の人数及び本施設へのフィールドワーク希望者の人数によって、学内講義のみとなるか、学外での講義+施設の見学となるかが決定する。 ①学内の場合には、14：40～16：10まで学内で講義のみ。(この日のみ臨時に4限で実施する) ②学外で行われる場合には、15：30～16：40ぐらいまで現地で実施 (引率者：預先生)
8	(FW：学外：含む講義) 6/2(月) 船橋市青少年センターにおける活動の見学等 (担当者：未定、引率者：新保) PM15：30より現地で実施(1時間程度)：公共交通機関を利用のこと

9	(講義：学内) 6/9(月) 船橋市NPO法人「夢のふなっこ」における活動について (担当者：岡田義一先生)
10	(演習：学内) 6/16(月) フィールドワーク体験のふりかえりと共有化 グループワーク①(新保)
11	(演習：学内) 6/23(月) フィールドワーク体験のふりかえりと意味づけ グループワーク② (新保)
12	(演習：学内) 6/30(月) フィールドワーク体験のまとめへの準備① グループワーク③(新保)
13	(演習：学内) 7/7(月) フィールドワーク体験のまとめへの準備②成果発表に向けて構想を練る(新保)
14	(講義：学内) 7/14(月) 発表テーマ決定、発表方法、課題レポートの形式・内容等についての最終注意(新保)
15	(発表：学内) 7/28(月) フィールドワーク体験発表とコメントーターによる講評、レポート提出(新保)

【5】教科書・参考書・参考資料

〔参考書〕『自分で調べる技術—市民のための調査入門』 宮内泰介、岩波書店

【6】評価方法

フィールドワークでの参加態度、課題達成度40%、発表の仕方と発表内容理解度(含む調査姿勢)20%、レポート40%で総合的に評価する。学内講義への出席状況及び現地でのフィールドワークへの参加状況は極めて重視する。現地でのフィールドワークを欠席した場合には大幅な減点となり、2回以上欠席した場合には単位認定の資格を失う。学内で行う講義については、実地見学を行う場所であるか否かに関わらず、全出席を原則とする。

【7】オフィスアワー

土曜日3限ないし授業終了後から1時間程度、但しフィールドワークで不在の時は除く

【8】関連科目

〔予め学んでおくことよい科目〕

特になし

〔この科目に続く内容の科目〕

生徒指導論、学校カウンセリング、学級づくりの基礎と方法、教職実践演習(第2ユニット)

【9】その他

①履修人数制限有。受講可能人数については他の総合演習科目の受講状況を見て決めるが、上限25名程度まで。

②履修者は第1回目のガイダンスを受けること。受講するならば学内講義は必ず毎回出席し、全ての説明を聞くこと。

③履修希望者数が大幅に上限人数を超える場合は、履修希望者から出されたレポートの内容を見て担当者が履修の可否の判断を行う。

④履修者の選定にあたっては、上級学年及び科目等履修生を優先する場合がある。

【10】教育職員免許法施行規則に定める区分

<選択必修科目>

〔科目〕教科又は教職に関する科目

科目 総合演習Ⅲ (Integrated study Ⅲ)

担当教員 新保 幸洋、鈴木 信也

【1】 授業の目的と学習成果【教育目標・具体的な項目】

総合演習Ⅲテーマ「子どもの福祉と人権～地域の教育資源の教材化～」

授業の目的：

子どもの福祉と人権の擁護や向上に寄与している様々な教育機関の存在を知るとともに、それらの機関の果たしている役割や機能を理解し、学校教育との効果的な連携を図ることができるようになることを目的とする。

期待される学習効果：

本授業を履修することにより、どのような機関が学校教育と連携して子どもの福祉と人権の擁護や向上に寄与しているかを具体的に理解できるようになる。その事により、受講学生達が教職に就職した後、関係各機関との連携がスムーズに出来るようになり、子ども達にとっての最善の支援策を考えることが出来るようになることが期待される。

<教育目標>

- (1) 十分な知識・技能と、科学的な探究心・思考力・批判力をもつ
- (2) 自ら主体的に学ぶ力をもつ
- (3) 他者と協力して課題を解決する力をもつ

<具体的な項目>

専門分野における十分な基礎知識・基本技能 (1)
 関連する分野における概括的な基礎知識・基本技能 (1)
 根拠に基づいて科学的な推論を行い、結論を導く能力 (1)
 常に問題を科学的に分析・解釈しようとし、そのための科学的探究を試みる態度 (1)
 問題を多角的に把握し、問題解決に必要な知識・技能を同定し、不足する知識・技能を自覚し、自ら獲得できる力 (2)
 コミュニケーション能力・リーダーシップ、外国語を含む文章の読み書き能力 (3)
 問題解決のために積極的に他者と協働する態度 (3)
 多様性を受け入れる態度 (3)
 科学的倫理をわきまえていること (3)
 自然に対する畏敬の念、生命の尊重、人間としての謙虚な心をもつこと (3)

【2】 授業計画

No.	内 容
1	(ガイダンス：学内) 4/8 (月) (担当：新保) 授業のねらい、進め方、フィールドワークとは何か、留意点、今後の予定の説明
2	(講義：学内) 4/15(月) (担当：新保) 1. フィールドワークの注意点、情報連携から行動連携へ、様々な教育機関と連携を行うことの意味 2. 児童相談所及び児童虐待への対応について (講義&ビデオ視聴&全体での質疑応答)
3	(講義・学内) 4/22 (月) (担当予定者：伊藤 雅幸先生、学内担当者：新保) 船橋市総合教育センター適応指導教室「ひまわり」における活動について
4	(講義・学内) 5/6 (月) (担当：新保) 1. 第一回目授業～第三回目授業までの振り返りと全体での質疑応答 2. ハンセン病問題と国立ハンセン病資料館の見学等について (講義&ビデオ視聴&全体での質疑応答) ※公共交通機関を利用のこと(自己所有の車、バイクなどの使用は禁止)
5	(FW：学外：含む講義) 5/13 (月) (担当者：伊藤 雅幸先生、引率者：新保) 船橋市総合教育センター適応指導教室「ひまわり」の活動の見学等、全体での質疑応答 PM15：00にJR東船橋駅改札口を出たあたりに集合 (点呼後、移動) PM15：30より現地で実施 (1時間程度) 16：40~17：00を目途に現地解散 ※公共交通機関を利用のこと(自己所有の車、バイクなどの使用は禁止)
6	(FW：学外：含む講義) 5/19 (日) (担当者：資料館職員、引率者：新保) 国立ハンセン病資料館の展示物の見学(含む解説)、DVDの視聴等 見学終了後、多摩全生園内でのフィールドワークを実施し、ハンセン病関連史跡を訪ねる ※当日の館内でのプログラムによって、体験内容や実施順番の変更があることを了承して欲しい。
7	(FW：学外：含む講義) 5/20(月) (担当者：家庭裁判所職員、引率者：新保) 千葉家庭裁判所の見学と施設内での説明・質疑応答 PM14：00には現地に集合。PM14：20より見学等実施 (2時間程度) 16：45頃現地解散の予定 ※リクルートスーツなどの正式な服装で臨むこと。ラフな服装は不可。 ※挨拶等を含めた態度にも十分注意して欲しい。 ※必ず公共交通機関を利用のこと(自己所有の車、バイクなどの使用は禁止)
8	(GW&講義：学内) 5/27 (月) (担当者：新保) 1. 第6回目、7回目までの授業 (フィールドワーク体験) の振り返りとまとめ(中間まとめ) 2. 体験のふりかえりとシェア、意味づけ：ミニグループを形成し、これまでの体験の想起、ふりかえり、意味づけ、質疑応答を行う
9	(講義：学内) 6/3 (月) (担当予定者：国分美希先生、学内担当者：新保) 児童養護施設の実態と学校教育との効果的連携(講義&全体での質疑応答)

10	(講義：学内) 6/10 (月) (講義担当者：習志野市役所生活相談課職員、渡辺伽奈先生、 学内担当者：新保) (1) 生活困窮世帯の実態(習志野市保健福祉部生活相談課職員) (2) 生活困窮世帯の子ども達への学習支援(らいふあつが習志野) : 管理責任者：渡辺伽奈氏) (1)、(2) 両方終了後に、全体での質疑応答
11	(FW：学外) 6/17 (月) (担当者：大谷泰彦先生、引率者：新保) 船橋市青少年センターにおける活動実態の見学等、全体での質疑応答 PM15:30より現地で実施(1時間程度) ※必ず公共交通機関を利用のこと(自己所有の車、バイクなどの使用は禁止) 現地集合、現地解散。
12	(講義：学内) 6/24 (月) (学内担当者：新保) 1. 第9回目～第11回目までの授業(フィールドワーク体験)の振り返りとまとめ(中間まとめ) 2. 体験のふりかえりとシェア、意味づけ：ミニグループを形成し、これまでの体験の想起、ふりかえり、 意味づけ、質疑応答を行う。 3. 成果発表会に向けての準備を行う(発表テーマや内容の絞込み)
13	(講義：学内) 7/1 (月) (講義担当者：鈴木信也先生、学内担当者：新保) 様々な教育関係機関との効果的な教育連携のあり方について(講義&全体での質疑応答)
14	(発表：学内) 7/8 (月) (担当者：新保) 1. 成果発表に向けて構想を練る(フィールドワーク体験の最後のまとめ：事前準備) 2. 発表テーマ決定、発表方法、課題レポートの形式・内容、提出方法等についての最終注意と ディスカッション 3. ミニグループ内での発表と相互フィードバック ※受講者の人数等の関係及び、受講者からの事前了解が得られるならば、7/8を成果発表会とする可能性もある。その場合には、4限・5限での連続での実施の可能性あり。
15	(発表：学内) 7/15 (月) (担当者：新保) 1) フィールドワーク成果発表会 2) クラスメイトによるコメント(相互評価) 3) コメンテーターによる全体講評、レポート課題提出についての注意

【3】 到達目標

1. 授業で設定した子どもたちに対する様々な支援機関の特徴を知る。
2. 各機関がどのような社会的背景を持ち、現状がどうなっており、どのような課題を抱えているのかを理解する。
3. 見学が可能な施設については、実際の体験を通して、事前講義の際に抱いていた疑問や質問を担当者にぶつけ、明確化を行う。
4. 体験した内容を言語化し、他の受講生と分かち合い、学びの成果を発表することが出来る。
5. 受講生は各自が教員になった時に、どのように支援機関と連携をとればよいかを考えることが出来る。

【4】 授業概要

まず始めに教員の側から複数箇所で行われるフィールドワークの実施スケジュールを提示する。それを確認した上で、各科目担当者がフィールドワーク調査地に関する講義を行う。その講義を踏まえ、自分で調査したいフィールドワーク先については担当者へ質問したり、調べたい課題等を各自で準備する。その後、各科目担当者の引率により現地調査地を訪問する。訪問日は月曜日の午後などを中心に設定する。受講生は複数箇所で行われるフィールドワーク先の中から一つの箇所を選び、そこでの体験をまとめてレポートを作成し、提出する。またそのフィールドワーク先で学んだ学習成果を学内で行われる成果発表会にて各自10分程度のプレゼンテーションをしてもらう。自分以外の2名のクラスメイトから批評をもらう。

【5】 準備学習(予習・復習)および必要時間

授業実施時に配布した資料類をよく読みこみ、理解を深めた上でフィールドワークに臨むこと。また各自でフィールドワーク対象先等の情報をインターネット等を使用して調べ学習等を積極的に行うことを推奨する。1コマの授業に対して予習・復習の時間を180分以上確保すること。

【6】 教科書・参考書・参考資料

[参考書] 『自分で調べる技術—市民のための調査入門』 宮内泰介、岩波書店

【7】 評価方法およびフィードバック

フィールドワークでの参加態度、課題達成度40%、発表の仕方と発表内容理解度(含む調査姿勢)20%、レポート40%で総合的に評価する。学内講義への出席状況及び現地でのフィールドワークへの参加状況は極めて重視する。現地でのフィールドワークを欠席した場合には大幅な減点となり、2回以上欠席した場合には単位認定の資格を失う。学内で行う講義については、実地見学を行う場所であるか否かに関わらず、全出席を原則とする。成果発表時には仲間及び講師よりフィードバックが与えられる。

【8】 オフィスアワー

土曜日授業終了後から1時間程度、あるいは3限ないし、4限目。但しフィールドワークで不在の時は除く

【9】 関連科目

[予め学んでおくことよい科目]

特になし

[この科目に続く内容の科目]

教育心理学 生徒・進路指導論 学校カウンセリング(2018年度以前生) 学級づくりの基礎と方法 教職実践演習

【10】 その他

- ①履修人数制限有。受講可能人数については他の総合演習科目の受講状況を見て決めるが、上限25名程度まで。
- ②履修者は第1回目のガイダンスを受けること。受講するならば学内講義は必ず毎回出席し、全ての説明を聞くこと。
- ③履修希望者数が大幅に上限人数を超える場合は、履修希望者から出されたレポートの内容を見て担当者が履修の可否の判断を行う。
- ④履修者の選定にあたっては、上級学年及び科目等履修生を優先する場合がある。
- ⑤担当講師及び受け入れ機関の都合により、臨時に授業を開講したり、開講時間を早めたりする場合がある。各自の予定をよく調べ、参加可能かどうかをよく確認してから、履修を決めて欲しい。
- ⑥出席(含む感想表の提出)は非常に重視する。